



ARIB STD-T91

UWB（超広帯域）無線システム

UWB (ULTRA- WIDEBAND) RADIO SYSTEMS

標 準 規 格

ARIB STANDARD

ARIB STD-T91 4.0版

2006年12月12日 策 定
2022年 4月 8日 4.0改定

一般社団法人 電 波 産 業 会

Association of Radio Industries and Businesses

まえがき

一般社団法人電波産業会は、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者の参加を得て、各種の電波利用システムに関する無線設備の標準的な仕様等の基本的な要件を「標準規格」として策定している。

「標準規格」は、周波数の有効利用及び他の利用者との混信の回避を図る目的から定められる国の技術基準と、併せて無線設備、放送設備の適性品質、互換性の確保等、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者の利便を図る目的から策定される民間の任意基準を取りまとめて策定される民間の規格である。

本標準規格は、「UWB（超広帯域）無線システム」について策定されたもので、策定段階における公正性及び透明性を確保するため、内外無差別に広く無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者の利害関係者の参加を得た当会の規格会議の総意により策定されたものである。

本標準規格で規定する無線システムは、非常に広い帯域幅にわたって電力を拡散させるため、各種無線システムに対する電波干渉を回避することが必要である。各種無線システムに対する有害な電波干渉を回避するために、「UWB 無線システムの運用の手引き」、「UWB 無線システムの無線局の無線設備の設計指針」及び「運用規定」を作成し、参考資料又は付録として添付した。

本標準規格が、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者に積極的に活用されることを希望する。

注意：

本標準規格では、本標準規格に係る必須の工業所有権に関して特別の記述は行われていないが、当該必須の工業所有権の権利所有者は、「本標準規格に係る工業所有権である別表 1 及び別表 2 に掲げる権利は、別表 1 及び別表 2 に掲げる者の保有するところのものであるが、本標準規格を使用する者に対し、別表 1 の場合には一切の権利主張をせず、無条件で当該別表 1 に掲げる権利の実施を許諾し、別表 2 の場合には適切な条件の下に、非排他的かつ無差別に当該別表 2 に掲げる権利の実施を許諾する。ただし、本標準規格を使用する者が本標準規格で規定する内容の全部又は一部が対象となる必須の工業所有権を所有し、かつ、その権利を主張した場合、その者についてはこの限りではない。」旨表明している。

なお、詳細については、当会ホームページ (<https://www.arib.or.jp/>) の IPR ポリシーに掲載の「標準規格に係る工業所有権の取扱に関する基本指針」を参照のこと。

ARIB STD-T91

別表 1
(なし)

(第一号選択)

別表 2
(なし)

(第二号選択)

総目次

まえがき

序章 本標準規格の体系について

第1編 1-1

第2編 2-1

改定履歴

序章 本標準規格の体系について

序.1 規格体系

本標準規格は、「UWB(超広帯域)無線システム」について規定するもので、第1編および第2編から構成される。

なお、各編間の相互接続性は有していない。

序.2 各編の特徴について

本標準規格の特徴(概要)を序表-1に示す。

序表-1 特徴(概要)

項目	内容
共通事項	電波法施行規則第4条の4第2項第2号に規定される超広帯域無線システムの無線局（必要周波数帯幅が450MHz以上であり、かつ、空中線電力が1ワット以下の無線局のうち、主としてデータ伝送を行う、無線標定業務を行う又はその両方を行う無線局の無線設備について規定したものである。
第1編	屋内において、3.4GHz以上4.8GHz未満又は7.25GHz以上10.25GHz未満の周波数の電波を使用する無線設備について規定したものである。
第2編	屋内及び屋外（上空で運用するものを除く。）において、7.587GHz以上8.4GHz未満又は7.25GHz以上9GHz未満の周波数の電波を使用する無線設備について規定したものである。

序.3 規定方法

本標準規格は序表-2 に示す各編共通の章構成とする。

序表-2 本標準規格の内容規定方法

章	第1編	第2編	各編の規定方法
序章	本標準規格の体系について		共通
第1章	一般事項	一般事項	各編単位に規定 (使用する場所、周波数など)
第2章	標準システム		共通
第3章	無線設備の技術的条件	無線設備の技術的条件	各編単位に規定 (使用周波数帯、占有周波数帯幅など)
第4章	測定法	測定法	共通
付録	(なし)	運用規定	各編単位に規定
参考資料1	特定無線設備の技術基準適合証明に係る試験項目		共通
参考資料2	UWB無線システムの運用の手引き	(なし)	各編単位に規定
参考資料3	UWB無線システムの無線局の無線設備の設計指針	(なし)	各編単位に規定

第1編

目次

第1章 一般事項.....	1
1.1 概要.....	1
1.2 適用範囲.....	1
1.3 準拠文書.....	1
第2章 標準システム.....	2
2.1 システムの概要.....	2
2.2 システムの構成.....	2
第3章 無線設備の技術的条件.....	3
3.1 一般条件.....	3
3.2 送信装置.....	3
3.3 受信装置.....	8
3.4 制御装置.....	10
3.5 電気通信回線との接続.....	11
3.6 空中線.....	11
3.7 その他.....	11
3.8 人体または人体側頭部にばく露される電波の許容値.....	12
第4章 測定法.....	13
参考資料1 特定無線設備の技術基準適合証明に係る試験項目.....	15
参考資料2 UWB無線システムの運用の手引き.....	16
参考資料3 UWB無線システムの無線局の無線設備の設計指針.....	20

第2編

目次

第1章 一般事項.....	1
1.1 概要.....	1
1.2 適用範囲.....	1
1.3 準拠文書.....	1
第2章 標準システム.....	2
2.1 システムの概要.....	2
2.2 システムの構成.....	2
第3章 無線設備の技術的条件.....	3
3.1 一般条件.....	3
3.2 送信装置.....	3
3.3 受信装置.....	7
3.4 制御装置.....	9
3.5 電気通信回線との接続.....	10
3.6 空中線.....	10
3.7 その他.....	10
3.8 人体または人体側頭部にばく露される電波の許容値.....	11
第4章 測定法.....	13
付録 運用規定.....	15
1 概要.....	15
1.1 目的.....	15
1.2 適用.....	15
1.3 対象システム.....	15
2 他の無線設備との共用検討について.....	16
3 UWB 無線システムの運用制限について.....	17
4 UWB 無線システムの運用制限への対応.....	18
4.1 専門業者の対応.....	18
4.2 既存無線システム（被干渉無線局等）の運用者の対応.....	19
参考資料 1 特定無線設備の技術基準適合証明に係る試験項目.....	21